

2. 済生会松山老人保健施設にぎたつ苑

訪問リハビリテーション 重要事項説明書

1. 介護老人保健施設訪問リハビリテーションの目的と運営方針

【目的】

ご契約者（ご利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的としています。

【運営方針】

当施設は、介護サービスを提供するにあたり、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者が安心した生活を送れるような介護を目指します。

2. 施設の概要

（1）施設の名称等

施設名	済生会松山老人保健施設にぎたつ苑
開設年月日	平成4年5月
所在地	愛媛県松山市山西町 880-2 (訪問リハビリテーション 松山市山西町 841-1)
電話番号	089-951-6600
FAX 番号	089-951-1086
介護保険事業所番号	3857780138
管理者名	施設長 山本 昌也
通常の事業の実施地域	松山市（旧北条市、旧中島町除く）

（2）施設の職員体制

職 種	員数	業務内容
医師	1名	利用者の診療、健康管理、保健衛生指導、他施設・医療機関との連携。利用開始・終了の決定。
リハビリ (作業・理学療法士)	11名 (兼務)	医師の指示に基づく利用者のリハビリテーション。訪問リハビリ計画書の作成。ケアプランの検討と実施。

（3）営業日及び利用時間帯

営 業 日	月～金（1月1日～3日は休み）
営 業 時 間	月～金 9時～17時00分
サービス提供時間	（利用者の希望するサービスに応じて対応）

3. サービス内容

- (1) リハビリテーションマネジメントによる訪問リハビリテーション計画の立案
- (2) 訪問リハビリテーション（短期集中リハビリテーション等）
- (3) 安全管理体制（事故防止対策）
- (4) 感染防止対策（食中毒、インフルエンザ等）
- (5) 衛生管理
- (6) 相談苦情対応
- (7) 居宅支援事業所との連携
- (8) 他施設、医療機関との連携

* これらのサービスの中には、基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、ご相談下さい。

4. 料金・支払い

- (1) 加算料金（負担割合に応じる。別紙参照）
- (2) 支払い方法

原則的に金融機関の自動引き落としとなります

5. 留意事項

- (1) 定められた業務以外の禁止

契約者は、「当事業所が定めた提供するサービス内容」で定められたサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。

- (2) 訪問リハビリテーションの実施に関する指示・命令

訪問リハビリテーションの実施に関する指示・命令は、すべて管理者が行ないます。但し、事業所は訪問リハビリテーションの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

- (3) 利用の中止、変更、追加

ご利用者のご都合により、訪問リハビリテーションの利用を中止又は変更もしくは新たなサービスの追加をすることができます。

この場合は、サービス実施の前日までに必ず担当ケアマネージャーか当施設に申し出てください。申し出なく利用された場合には、別途サービス利用料金をご負担していただく場合があります。

- (4) 事故発生時の対応

事業所のサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、市町村、等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、サービス提供中に事故が発生し、管理責任が事業所に有る場合には損害賠償を速やかに行います。事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をします。

- (5) 緊急時の対応

ご家族に連絡し同意の上、協力機関、かかりつけ医、又は救急病院に診療を依頼する場合があります。（救急車への同乗は出来ませんのでご了承下さい）

- (6) 身分証明書携行義務

常に身分証を携行し、初回訪問時や利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します

6. 非常災害対策

- (1) 防災設備 消火器等
- (2) 防災訓練 年2回

7. 禁止事項

契約者若しくはその家族等からの物品や金銭等の授受
契約者以外への訪問リハビリテーション
宗教活動、政治活動、営利活動
その他、契約者や家族に行なう迷惑行為

8. 苦情に関して

提供されたサービスに苦情がある場合には、いつでも苦情を申し立てることができます。

問い合わせ先：

にぎたつ苑(代表 089-951-6600)

他機関は、

松山市介護保険課(089-948-6968)

愛媛県国民健康保険団体連合会(089-968-8800)

愛媛県福祉サービス運営適正化委員会(089-998-3477)

事業者は苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。また、利用者が苦情申し立て等を行なったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

9. 虐待防止のための措置

事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じる。

(1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

事業者は、サービス提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等利用者を現に養護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。